

第六号様式

特 定 開 発 行 為 計 画 説 明 書

1 対策工事等の計画の方針

(1)特定開発行為の目的

(2)対策工事等の方法

(3)対策工事等の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1)土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 土石流                      イ 急傾斜地の崩壊                      ウ 地滑り

(2)関係法令の指定状況

ア 砂防指定地                      イ 急傾斜地崩壊危険区域                      ウ 地すべり防止区域  
エ 保安林                      オ 宅地造成工事規制区域                      カ 指定なし  
キ その他

(2)既存対策施設の状況

(3)特に留意すべき事項

(落石の危険性の有無、湧水の有無等、現地状況)

### 3 特定開発区域内の土地の現況

#### (1)区域区分

ア 市街化区域      イ 市街化調整区域      ウ アおよびイ以外の都市計画区域

#### (2)地域地区

ア 用途地域      イ その他の地域地区

#### (3)土地の概要

	宅地	農地	山林	公共・公益的施設用地	その他	計
特別警戒区域内面積 (㎡)						
上記以外の面積 (㎡)						
面積計 (㎡)						
比率 (%)						100

### 4 特定開発区域内の土地利用計画

#### (1)計画の概要

	建築物		公共施設用地	公益的施設用地	その他	計
	制限用途	制限用途以外				
面積(㎡)						
比率(%)						100

#### (2)予定建築物の用途

注1 2(1)、2(2)、3(1)および3(2)は、該当するものを○で囲むこと。

2 特定開発区域を工区に分けたときは、工区ごとに作成すること。

3 この計画説明書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂防指定地 砂防法第2条の規定により指定された土地をいう。
  - (2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
  - (3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法第3条の規定により指定された区域をいう。
  - (4) 保安林 森林法第25条第1項もしくは同条第2項または第25条の2第1項もしくは第2項の規定により指定された森林をいう。
  - (5) 都市計画区域 都市計画法第5条第1項または第2項の規定により指定された区域をいう。
  - (6) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する区域をいう。
  - (7) 市街化調整区域 都市計画法第7条第3項に規定する区域をいう。
  - (8) 地域地区 都市計画法第8条第3項各号に規定する地域、地区または街区をいう。
  - (9) 用途地域 都市計画法第7条第1項第1号に規定する地域をいう。
  - (10) 公共施設用地 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が存在する土地をいう。
  - (11) 公益的施設用地 公衆の日常生活に欠くことのできない事業であって、運輸、郵便、信書便、電気通信、水道、電気またはガス供給、医療、公衆衛生等の事業を行う事を目的とする施設が存在する土地をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。